

官報

号外 昭和二十九年三月十八日

○第十九回衆議院會議録第二十一号

昭和二十九年三月十八日(木曜日)

議事日程 第十九号

午後一時開議

第一 昭和二十七年國有財産増減及び現在額總計算書

第二 昭和二十七年國有財産無償貸付状況總計算書

昭和二十八年年度一般會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度一般會計災害対策予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計災害対策予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

第三 昭和二十八年年度特別會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 昭和二十七年國有財産増減及び現在額總計算書外五件

第五 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 郵便切手類売さばき所及び印刷紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日(の)の會議に付した事件

日程第一 昭和二十七年國有財産増減及び現在額總計算書

日程第二 昭和二十七年國有財産無償貸付状況總計算書

昭和二十八年年度一般會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度一般會計災害対策予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計災害対策予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

日程第四 日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 郵便切手類売さばき所及び印刷紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年年度一般會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度一般會計災害対策予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計災害対策予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

午後二時三十分開議
○議長(橋本虎之助) これより會議を開きます。

第一 昭和二十七年國有財産増減及び現在額總計算書

第二 昭和二十七年國有財産無償貸付状況總計算書

昭和二十八年年度一般會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度一般會計災害対策予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計災害対策予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予備費使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)

況總計算書に関する報告書

昭和二十八年年度一般會計予備費使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度一般會計災害対策予備費使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計災害対策予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予備費使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十八年年度特別會計予算總則第九条に基く使用總調書(その一)(承諾を求める件)に関する報告書

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議第二十一号 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

二九二

六億四千四百余万円、普通財産千七百五十四億九千四百余万円、計二千三百九十一億三千九百余万円でありまして、本年度中に減少した国有財産は、行政財産八百五十九億五千八百余万円、普通財産百二十九億八千八百余万円、計九百八十九億四千七百余万円でありまして、なお、この減少額の中には、国有財産法第四十一条の規定により、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外国所在の財産のうち、三十七億二千二百余万円につき報告省略のものが含まれております。前述の増加額から減少額を差引きました総額千四百一億九千二百余万円が本年度中における本計算書上の国有財産の純増額でありまして、これを前年度末現在額二千七百六十二億六千二百余万円に加算いたしました四千六百四十四億五千四百余万円が本計算書における昭和二十七年末現在の国有財産の総額であります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

以上が右二件の大要でありまして、本委員会は、本年の三月五日政府当局及び会計検査院の説明を聴取し、その後慎重審議いたしました。当局的取扱いの適否により、昭和二十七年国有財産増減及び現在額計算書の国有財産の増の部に計上されてはいないものは、船舶公団解散の際、昭和二十五年八月法律第二百三十七号船舶公団の共有持分の処理等に関する法律に基づき承認した共有船舶二百六十五隻にかかる持分百二億九千五百余万円、米國対日援助見返資金特別会計から昭和二十六年度に日本開発銀行に出資した百億円を合せ、一般会計、特別会計を通じ二百一十一億四千九百余万円の出資とが計上漏れとなつております。これらについては、昭和二十八年年度にそれら計上するとの政府の説明があり、また国有林野特別会計所屬国有財産のごとき、台帳価格が低額に失するきらいがあるから、これらに対しては適正な評価をなすべしという決議があり、討論を省略して採決に入りましたが、右二件をいづれも承認すべきものと議決した次第であります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

次に、昭和二十八年年度一般会計予算の予備費の予算額は四百四十五億円であります。このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において百五十五億千余万円を使用いたしております。そのおもなる事項としては、海外引揚着換行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物場調査に必要な経費、余捕漁船乗組員救済に必要な経費、輸送輸送に必要な経費等があります。

す。委員長の報告を求めます。外務委員會議事官田健治君。

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求め。

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、両国の間の国際郵便為替の交換の業務を改善することを希望するのて、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

為替金額は、双方ともアメリカ合衆国通貨をもつて表示する。日本国郵政省は、すべての為替金額を、場合に応じ、日本国又はアメリカ合衆国のいずれかの通貨の適正な相当額に換算することとする。すなわち、アメリカ合衆国にあっては振出す郵便為替に對して日本国郵政省が受け入れる金額は、日本国における現行為替相場に基いて日本国郵政省が定める換算割合により、振出の時にアメリカ合衆国通貨に換算し、同様に、日本国で払い渡すためアメリカ合衆国で

振出す郵便為替の金額は、日本国郵政省が為替目録の到着の日日本国における現行為替相場に基いて定める換算割合により、日本国郵政省が日本国通貨に換算するものとする。

日本国郵政省は、事情により換算割合を変更したときは、その都度その換算割合をアメリカ合衆国郵政省に通告する。

第二条

いずれか一方の国から他方の国にあてて振出すことができる郵便為替の一口の最高額は、アメリカ合衆国通貨百ドルとする。

第三条

郵便為替には、一セント未満の端数金額を付けることができない。

第四条

郵便為替の為替金は、それぞれの国の法定通貨をもつて、差出人により払い込まれ、受取人に払い渡されるものとする。

第五条

日本国郵政省及びアメリカ合衆国郵政省は、それぞれその振出す郵便為替に課する料金の表又は手数料の割合を随時定める権能を有する。この料金又は手数料は、振出郵政庁に帰属する。各郵政庁は、郵便為替の振出料金の表を他方の郵政庁に通知する。

第六条

郵便為替は、請求人が差出人と受取人との姓の全体及び少くとも一の洗礼名のかしら字（日本人の場合に

は、これに相当する姓と名）又は差出人若しくは受取人として指定された組合若しくは会社の名を並びに差出人及び受取人の住所を申し出なければ、振出されない。

もつとも、郵便為替の請求人が差出人又は受取人の氏名を一層詳しく申し出たときは、その申出事項を受取り、これに従つて為替目録を作成する。

第七条

両郵政庁間の郵便為替業務の取扱は、すべて交換局を経て行ふ。交換局は、日本国においては東京とし、アメリカ合衆国においてはカリフォルニア州サン・フランシスコ及びワシントン州シアトルとする。但し、ハワイ、グアム及びサモア諸島のツツイラ島、パゴ・パゴから振出す為替については、ハワイのホノルルを交換局とする。

第八条

アメリカ合衆国で振出し、日本国で払い渡すすべての郵便為替の細目、は、サン・フランシスコ、シアトル又はホノルルの交換局において、附属書のひな形Aと同様の目録に記載し、その目録には、各為替の金額をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する。この為替目録は、サン・フランシスコ、シアトル又はホノルルの日附印を押した後、日本国の交換局に送付し、この交換局において、これに日附印を押し、且つ、払渡を行うために必要な手続をする。

同様に、アメリカ合衆国本土で払い渡すため日本国で振出す郵便為替

替の細目は、ひな形Bと同様の目録に記載し、その目録には、各為替の金額を両国の通貨をもつて表示する。この為替目録は、東京の交換局の日附印を押した後、サン・フランシスコ又はホノルルの交換局に送付し、この交換局において、これに日附印を押し、且つ、払渡を行うために必要な手続をする。ハワイ、グアム及びサモア諸島のツツイラ島、パゴ・パゴで払い渡すため日本国で振出す為替についても、同様に取扱い、その目録は、ホノルルに送付する。各目録及び送送する目録に記載した為替には、送送の順に1、2、3、4等のように連続して番号を付け、その番号は、毎年七月一日に第一号から始める。各目録の受領は、双方が、その後最初に相手方に送付する目録によつて通知する。

第九条

送送局の目録が受入交換局に到着したときは、その交換局は、目録に記載された為替金額に対し、直ちに受取人あての内国の郵便為替証書を作成し、為替の払渡に関するそれぞれの国の現行の規則に従い、無料郵便によつてこれを名あて人又は名あて局に送付する。

第十条

目録中に受入局で訂正することができない事故又は不十分な記載事項があるときは、その局は、送送局の説明を求め、送送局は、できる限りすみやかに回答する。その回答があるまでは、目録に誤のある為替の払渡のための内国の郵便為替証書の発行は、停止する。

それだけの国から他方の国にあって振出す為替は、その払渡に關しては、内国の為替の払渡に適用がある名あての国の規則に従う。

いづれの国において払い渡した郵便為替証書も、すべて払渡国において保存することとする。

第十条

受取人若しくは差出人の氏名の誤記を訂正し、又は為替金を差出人に払いもどすことを希望するときは、差出人が、振出国の郵政庁にその請求をしなければならぬ。

第十一条

再交付の為替証書は、原為替の名あての国の郵政庁によつて、且つ、その国で制定されているか又は制定されることがある規則に従つてのみ、発行される。

第十二条

為替金は、払渡国でその為替が払い渡されておらず、且つ、払い渡されることがないことが払渡国の郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払いもどされぬ。

第十三条

振出の月の末日から十二箇月以内に払渡が行われなかつた為替は、効力を失ひ、受け入れた為替金は、振出国に帰属し、且つ、その処分の下におかれる。

したがって、日本国郵政省は、アメリカ合衆国から受け入れた目録に記載されている郵便為替であつて、前記の期間内に払い渡されないものを四半期計算書にアメリカ合衆国の貸方として記入する。アメリカ合衆国から振出された為替であつて、効力を失つたものについては、その

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議第二十号 日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

二九四

為替金を差出人に払いもどすために必要な指示が振出郵便局長に与えられ、必要とするため、アメリカ合衆國郵政省に對し、別に作成する目録を送付する。

他方において、アメリカ合衆國郵政省は、日本國郵政省から送付を受けた目録に記載されている為替であつて、本条により効力を失つたものの明細書を、四半期計算書の記入のため、毎四半期の終りに日本國郵政省に送付する。

第十四条

日本國郵政省は、毎四半期の終りに、当該四半期中にそれぞれ國で振り出した為替の細目を記載した各目録の合計額及びその為替の交換から生ずる差額を詳細に示す計算書を作成する。

日本國郵政省は、四半期計算書の作成に當り、アメリカ合衆國で振り出し、日本國で払い渡す為替の總金額の四分の一の手数料を日本國の貸方として記入し、アメリカ合衆國で払い渡すため日本國で振り出す為替の總金額の四分の一をアメリカ合衆國の貸方として記入する。

この計算書は、その二通をワシントンのアメリカ合衆國郵政省に送付し、差額は、日本國郵政省の借方である場合には、適當な証明をした上、計算書を送付する時に、アメリカ合衆國郵政省に於いてアメリカ合衆國通貨をもつて振り出す公用の送金証書により支払ふ。その差額が日本國郵政省の貸方である場合には、その差額は、承認の上、日本國東京の郵政省に於いて振り出すアメリカ合衆國郵政省の貸方に振り出す。

國郵政省の長官の小切手により支払ふ。この四半期計算書には、附屬書のひな形C、D及びEに正確に適合する式紙を使用する。

計算書の決済前に、兩郵政省のいずれか一方が、他方の郵政省に對し、五万ドルをこえる借越差額があると認めるときは、借方郵政省は、直ちにその差額の概算額を他方の郵政省に對して送付する。

第十五条

いずれの國の郵政省も、これまでに定めるところに反しない限り、詐欺の危険を防止するため、又は一般に業務の改善を図るため、追加の規則を採用することを認められる。但し、この追加の規則は、他方の國の郵政省に通知しなければならない。

第十六条

郵便為替が投機のため、又は業務に有害なその他の目的のために利用されていると認められるときは、いずれの郵政省も、料金を引き上げ、及び又は郵便為替の振出を一時全く停止する権能を有する。

第十七条

この協定は、各締約國により、それぞれ國內法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、この協定は、兩締約國により合意される日に効力を生ずる。

この協定は、いずれか一方の締約國が、他方の締約國に對し、この協定を廢棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

第十八条

この協定は、日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

衆國との間の次の協定を廢棄し、且つ、これに代るものとする。

(1) 郵便為替の交換に関する協定
千八百八十五年四月十八日にワシントンで、及び同年五月二十三日に東京で署名

(2) 郵便為替の交換に関する協定の追加協定
千八百八十八年五月二十五日に東京で、及び同年六月二十二日にワシントンで署名

(3) 郵便為替の交換に関する協定の追加協定
千八百八十九年四月五日に東京で、及び同年五月四日にワシントンで署名

(4) 郵便為替の交換に関する追加協定
千九百四年五月七日に東京で、及び同年六月一日にワシントンで署名

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百五十二年十月二十九日に東京で、及び千九百五十二年十二月十日にワシントンで署名した。

日本國のために
岡崎勝男(署名)
坂田十一郎(署名)

アメリカ合衆國のために
アーサー・E・サマーフィー
ルド(署名)

A

交換図印
田邊啓吉 号
で、19 年 月 日

國際為替番号第 号から第 号までの為替金額米貨
日本貨担当額 に対応する 年 月 日

付與田邊第 号を受領いたしました。下記の事項を除く外、
正當なものとして認めました。

別記の田邊は、田邊第 号の発送後受け付けたすべての郵便
為替を表示するものであります。

この田邊の複製を御通知いたします。

局長

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十二号 日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便爲替の交換に關する約定の締結について承認を求めるの件

目 录第.....号

シート第 号

アメリカ合衆国で振り出し、日本国で払い渡す郵便為替の目録

交換局印

[illegible]

目録番号第 号

交換局印

飛、19年 月 日

国際為替番号第 号から第 号までの為替金額米貨

第○頁 第○日付 年○月○日 領いたし号を

したが、下記的事項を除く外、正当なものと認めました。

別記の目録は、目録第 号の発送後受け付けたすべての郵便
為替を表示するものであります。

この目録の受領を御通知願います。

B

目 录第.....号

シート第.....号

日本国で振り出し、アメリカ合衆国で払い渡す郵便為替の目録

交換局印

[illegible]

の代表によつて署名が行われたのであります。この約定は、その内容におい

売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とい

うに改正する。
第五條を次のように改める。

日から施行する。

いて、省令でこれを定めることができる

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議第二十一号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

ように規定を改正しようとするものであります。

次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案についてでございます。

が、この法律案は、郵便切手類及び印紙の売りさばき人に支払う売りさばき手数料の料率を改訂するとともに、従来の規定上明確でなかつた二、三の事項を明定して規定を整備いたそうとするものであります。すなわち、最近の買金、物価、金利等から見まして、現行の料率の定められた昭和二十四年当時と比較し、売りさばきに要する経費も若干増加しているため、これらの料率を改正する必要があるというのであります。現行の料率が買受け月額五千円以下の金額、五千円を超える金額、五万円を超える百万円以下の金額の各段階に應じられ、百分の五、百分の三、百分の一となつてゐるのを、一万円以下の金額、一万円を超える金額、十万円を超える百万円以下の金額の各段階に改めるとともに、一万円以下の金額の料率を百分の五から百分の六に引上げ、他の料率は現行のままです。

置くこととするものであります。なお、規定上整備を要する事項としては、売りさばき人の売りさばきは原則として売りさばき所で行うべきものであること、売りさばき手数料は委託を受けた売りさばき業務の取扱ひについて支払われるものであり、その額は、

売りさばき所で売りさばくために買い受けたものの月額に應ずるものであることを明文をもつて定めようとするものであります。

以上、同法案につき提案の理由、内容を御説明申し上げたのであります。二月二十四日同法案の付託を受けました当委員会は、数次にわたる会議を開き、まず提案の理由、内容の説明を聞き、その後、政府の間に種々質疑応答を重ね、郵便為替法の改正に關しましては、対米、対カナダ、対英蘭の外国為替に對し、これら諸國との為替予約復活後に對して料金を徴収しては根拠及び実情等につき、また郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の改正に關しましては、手数料算定の根拠、及びこれに關連して、買受け月額百万円を超える部分に對しては手数料を支給しないこととしてゐる現行規定の当否等につき政府の所見をたずねたところがあつたのであります。これらの詳細につきましてはすべて會議録に譲りたいと存じます。

かくて、委員会は、郵便為替法の一部を改正する法律案につきましては、去る十三日質疑を終了し、討論を省略、ただちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決し、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、去る十七日質疑を終了、討論に入

つたのであります。その際、日本社会党を代表して吉田委員より、買受け月額百万円を超える部分の手数料についても将来法的措置を講じ、疑義を一掃する等、政府の善処方を要望する旨希望意見を付して原案賛成の意見が述べられました。次いで採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(橋本次郎君) 同案を一括して採決いたします。同案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同案は委員長報告の通り可決いたしました。

第七 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(橋本次郎君) 日程第七、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長久野忠治君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(定義)
第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分という。
二 多層家屋 主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の三分の二以上を人の居住の用に供するものをいう。
三 主要構造部 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二十五条第五号に規定するものをいう。
四 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定するものをいう。
四 自ら居住するため住宅を必要とする者 に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体
第十七条第三項及び第四項を次のように改める。

3 公庫から貸付を受けた者で第一項第三号又は第四号の規定に該当するものが、第四項の規定による貸付を受けて造成した土地に貸付金に係る住宅を建設する場合においては、これを住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合とみなして、前項の規定を適用する。

4 公庫は、貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要があると認める場合においては、土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体に對し、土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を貸し付けることができる。

5 公庫は、貸付金に係る多層家屋が建設される場合において必要があるとき、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分の主要構造部を建設する者に対し、当該部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

6 公庫は、特別の事由に因りやむを得ないと認められる場合に限り、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の二分の一以上を人の居住の用に供するものが建設される場合において、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

7 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法(以下「融通法」という。)第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

8 公庫は、特別の事由に因りやむを得ないと認められる場合に限り、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の二分の一以上を人の居住の用に供するものが建設される場合において、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

9 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法(以下「融通法」という。)第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

10 公庫は、特別の事由に因りやむを得ないと認められる場合に限り、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の二分の一以上を人の居住の用に供するものが建設される場合において、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

8 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、主務大臣の承認を得て、左の業務を行うことができる。

一 住宅又は基礎主要構造部（第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。）の設計、工事及び維持補修並びに土地の造成に關する指導

二 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に關するあつ旋

三 前二号に規定する業務に關連して行う土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四 貸付金の回収に關連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中の住宅若しくは基礎主要構造部又は造成中の土地についてこれらの円滑な処分を図るために必要と認むを得ない範圍内で行う建設工事又は造成工事を含む。）及び処分

第十八条中「及び第二項を」、「第二項及び第四項から第六項までに」、「同項第三号に該當する者についてはその事業の内容を」と同項第三号若しくは第四号に該當する者又は同条第四項、第五項若しくは第六項の規定による貸付の申込をした者についてはその事業の内容その他資金の貸付に必要な事項に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（多層家屋等の敷地の基準）

第十九条の二 貸付金に係る多層家

屋及び第十七条第六項の規定による貸付金に係る家屋（以下「多層家屋等」といふ。）の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地で、且つ、当該家屋内の住宅が健康で文化的な生活を営むに足る居住環境を有する土地であるように特に留意されなければならない。

第二十条第三項中「第一項を」、「第一項及び第二項を」と改め、同条第四項中「通常必要な費用を」と改め、この下に第四項に規定する基礎

主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参しやくして、「を」と改め、「同項を（第一項）」に改め、同条第五項中「標準建設費」の下に「基礎主要構造部の標準建設費」を加え、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項及び第二項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の一回当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区 分		貸付金額の限度
本造の住宅（防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法第二十条第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及び取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価格が標準価格をこえる場合においては標準価格。以下本条において同じ。）の八割に相當する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価格の八割五分に相當する金額
	簡易耐火構造の住宅（外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）又は耐火構造の住宅（主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及び取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価格の八割五分に相當する金額

（三）又は土地の造成に要する費用（土地の造成に要する費用が第一項に規定する土地の標準価額をこえる場合においては土地の標準価額の九割に相當する金額とする）。

4 第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の金額の限度は、基礎主要構造部の建設費（基礎主要構造部の建設費が基礎主要構造部の標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価格が標準価格をこえる場合においては標準価格。以下本条において同じ。）の八割に相當する金額とする。

2 第十七条第四項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘とし、その償還期間は、三年以内とする。

3 第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、十年以内とする。

（貸付金の償還期間の特例等）

第二十一条の二 公庫は、地震、暴風雨、水、火災その他の災害

区 分		貸付金の利率	貸付金の償還期間
本造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	十八年以内
	多層家屋等内の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	二十五年以内
多層家屋等内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	多層家屋等内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	三十五年以内
	多層家屋等内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	五十年以内

の標準建設費をこえる場合においては基礎主要構造部の標準建設費（標準建設費が基礎主要構造部の標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）の八割に相當する金額とする。

第二十一条を次のように改める。

（貸付金の利率及び償還期間）

第二十一条 第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

で主務省令で定めるものに因り滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者で第十七条第一項第一号の規定に該當するものが、当該災害の発生の日から二年以内に住宅を建設しようとする場合において、その者に住宅の建設又はこれに附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

三年以内の償還期間を設けることができる。

(貸付金の償還方法)

第二十一條の三 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によらるものとする。但し、第十七條第一項第四号の規定に該当する者に係る貸付金又は同条第四項の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができる。

2 公庫から貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)は、貸付金の返済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができ

3 公庫は、第一項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に對し、貸付金の返済期日が到来する前に、貸付金についてはいづれも償還を請求することができる。但し、償還を請求することができる額は、第五号又は第六号に該当する場合においては、当該住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の額をそれぞれとすることができ

一 貸付を受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなく割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二 貸付を受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的たる住宅、土地その他

の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三 貸付を受けた者が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

四 貸付を受けた者で第十七條第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者が、貸付金に係る住宅、土地その他の不動産又は借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付を受けた者たる住宅組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が当該住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六 貸付を受けた者たる住宅組合が、当該組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けるべき組合員の持分の譲渡を承諾したとき。

七 貸付金に係る住宅が貸付の際定められた用途以外の用途に供せられたとき。

八 第十七條第五項又は第六項の規定による貸付金に係る家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分が公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき。

九 貸付を受けた者で第十條第一項第三号の規定に該当するもの又は第三十五條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十 貸付を受けた者で第十七條第

一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が第三十五條の二第二項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由がなく契約の条項に違反したとき。

4 前項の規定により貸付金の償還を請求する場合において、償還をなすべき者が償還を怠つた場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。

第二十三條第一項中「住宅の建設工事の審査」を「住宅又は基礎主要構造部の建設工事の審査、土地の造成工事の審査、住宅又は基礎主要構造部の維持補修に関する指導及び貸付金の回収に關連して取得した建設中の住宅若しくは基礎主要構造部に係る建設工事又は造成中の土地に係る造成工事」に改める。

第二十四條第二項中「貸付をすることができ住宅」の下に「又は基礎主要構造部」を、「規格」に關する基準、(「の下に」)「貸付をすることができ住宅の造成に關する基準、」を、「その他の貸付の条件」の下に「並びに第十七條第八号各号に規定する業務を行う場合においては当該業務の処理に關する準則」を加える。

第二十五條第二項を削り、同条第三項中第二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三條第一項を次のように改める。

主務大臣は、必要があると認め

るときは、公庫若しくは受託者たる金融機関、融通法第十條第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関(以下本項において「受託者等」という。)又は貸付を受けた者で第十七條第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者(以下本項において「貸付を受けた者」という。)に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付を受けた法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者等に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付を受けた法人等に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

第三十四條第二項中「住宅の工事施行者」を「住宅若しくは基礎主要構造部の工事施行者又は貸付金をもつて造成する土地の工事施行者」に改める。

第三十五條第二項中「地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)に定める統制額の範囲内において主務省令で」を「住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)又は土地の取得若しくは造成に必要な費用、利息その他必要とする額を參し、主務大臣が定める額をこえて、貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を要約し、又は受領することができない。

第三十六條を次のように改める。(土地あつ、旋手数料)

第三十六條 公庫は、第十七條第八項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつ、旋手数料を徴収することができる。

第三十八條の二を第三十八條の三とし、第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の三

第三十八條の次に次の一条を加える。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五條の二 貸付を受けた者で第十七條第一項第四号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者に対して、同条第四項の規定による貸付を受けた者は、貸付金に係る土地を住宅又は住宅の建設に伴い必要とされる施設の建設のため土地を必要とする者に対して、譲受人の資格、譲受人の選定方法その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 貸付を受けた者で第十七條第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者は、住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)又は土地の取得若しくは造成に必要な費用、利息その他必要とする額を參し、主務大臣が定める額をこえて、貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を要約し、又は受領することができない。

第三十六條を次のように改める。(土地あつ、旋手数料)

第三十六條 公庫は、第十七條第八項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつ、旋手数料を徴収することができる。

第三十八條の二を第三十八條の三とし、第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の三

第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

1101

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議第二十一号 議長の報告

多額家屋等の防害
住宅の建設費又は
土地若しくは借地
権の価額の八割五
分に相当する金額
とする貸付金

年五分五厘
五十年以内

第八条第三項中「公庫法第二十
条第二項に規定する主務省令で定
めるものの外、」を削り、同条第
四項中「公庫法第二十条第三項を
「公庫法第二十条第五項」に、「同
条第四項及び第五項を「同条第六
項及び第七項」に改め、同条中第
三項及び第四項をそれぞれ第四項
及び第五項とし、第二項の次に次
の一項を加える。

3 公庫法第二十条第二項の規定
は、北海道の区域内における多
額家屋等の防害住宅の建設に
必要な資金のみの貸付を受ける
ときの貸付金額の限度について
準用する。

第九条第四項中「公庫法第二十
条第三項を「公庫法第二十条第五
項」に、「公庫法第二十条第四項及
び第五項を「公庫法第二十条第六
項及び第七項」に改める。
(登録税法の一部改正)
5 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第十九条各号列記以外の部分但
書中「第十一号ノ三、」の下に「第
十一号ノ四、」を加え、同条第十
一ノ三の次に次の一号を加える。
十一ノ四 地方公共団体又ハ民
法第三十四条ノ規定ニ依リ設
立シタル法人ニシテ住宅金融
公庫法第十七条第一項第四号

又ハ同条第四項ニ規定スル事
業ヲ行フモノガ住宅金融公庫
ノ貸付金ニ依リ譲渡ノ為取得
スル住宅及土地ノ権利ノ取得
又ハ所有権ノ保存ノ登記
(地方税法の一部改正)
6 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第百十一條の七に次の二號を加
える。

十 住宅金融公庫の住宅金融公
庫法(昭和二十五年法律第五
十六号)第十七条第八項第三
号に規定する業務を行う場合
における不動産の取得

十一 住宅金融公庫の貸付金の
回収に關連する不動産の取得
(住宅金融公庫が建築中の住
宅を取得し、建築工事を完了
した住宅の取得を含む。)
第百十一條の十四に次の二項を
加える。

6 住宅金融公庫から貸付を受け
た者で、住宅金融公庫法第十七
条第一項第三号若しくは第四号
の規定に該當するもの又は同法同
条第四項の規定による貸付を受
けた者が住宅金融公庫の貸付金
に係る不動産を取得した場合に
おいては、当該不動産の取得に
對して課する不動産取得税の課
税標準の算定については、当該

貸付金算定の基礎になつた額を
価格から控除するものとする。
7 住宅金融公庫法第十七条の規
定により資金の貸付を受けて耐
火建築促進法第四条の規定に基
き指定された防火建築等の区域
内に家屋を新築した場合におけ
る当該家屋の取得に對して課す
る不動産取得税の課税標準の算
定については、同法第七條第三項
の規定により建設大助定額とす
ることによつて算出した耐火建築
物と木造の建築物との単位面積当
りの標準建築費の差額の二分の
一に相當する額に当該家屋の床
面積の合計を乗じた額(以下本
項において「標準建築費の差額」
という。)を価格から控除するも
のとする。但し、その新築につ
いて同法第五條の規定に基づく補
助金の交付を受けた場合におい
ては、標準建築費の差額が当該
補助金の額をこえる額を控除す
るものとする。

住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案内閣提出に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔久野忠治君登壇〕
○久野忠治君 ただいま議題となりま
した住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案につきまして、建設委員会にお
ける審査の経過並びに結果を御報告い
たします。
まず、提案の理由及び法案の要旨を
申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年に発
足して以来、国民大衆の小住宅建設に
對し融資することにより、住宅難の緩
和に多大な貢獻をして参りました。し
ながら、最近における土地の取得難と
地価の急激なる高騰は、公庫資金借入
希望者に大きな影響を与え、住宅の建
設を阻害するものになつて参りまし
た。よつて、本改正案においては、第
一に、地方公共団体その他の法人が土
地を開発して譲渡を行う場合及び住宅
を建設して譲渡を行う場合に公庫から
の融資を受け得ることとし、かつ、公
庫みずからこれらの事業を附帶的行
う道をも開いておきます。

次に、土地の有効利用をはかるた
め、高層住宅についての貸付条件を一
般より有利にし、また、この場合、住
宅以外の部分に對しても主体構造部の
建設に必要な資金を貸し付け得ること
といたしておきます。その他、災害に
あつた場合、罹災者の公庫利用を容易
ならしめる措置等、若干の改正を行つ
ております。

本法案は、去る三月八日本委員会に
付託され、慎重に審査いたしました
が、その詳細は速記録により御承知願
いたいと存じます。
質疑終了後討論に移り、自由党を代
表して内海君より、改進黨を代表して
赤澤君より、また日本社会党左右を代
表して山下君より、いずれも賛成の旨

の意見の開陳がありました。が、山下君
よりは、特に政府は高層住宅の貸付条
件において利率の低減を考慮すべきで
あるという希望意見が付けられました。
続いて採決の結果、全会一致をもつ
て本法案を可決すべきものと決した次
第でございます。
以上、簡単な御報告申し上げま
す。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたしま
す。本法案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて本法案は委員長報告の通
り可決いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十八分散会

出席政府委員
外務政務次官 小淵 彬君
大蔵政務次官 植木庚子郎君
郵政政務次官 阪塚 定輔君
建設政務次官 南 好雄君

朗読を省略した報告
一、去る十六日堤議長は吉田内閣総理
大臣申出の、次の者を政府委員に任
命することを承認した。
大蔵省財務参事官 鈴木 源吾
、昨十七日国会において承認するこ

とを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めめるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めめるの件

国際連合総会の定めた条件を受諾して國際司法裁判所規程の當事國となることについて承認を求めめるの件

一、昨十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

外務省設置法等の一部を改正する法律
簡易生命保険法の一部を改正する法律

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る十六日議長において承認した鈴木源吉を昨十七日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 三浦寅之助君
大蔵委員 加藤 清二君
文部委員 小林 進君
三 綱 義三君
農林委員 佐々木盛雄君
通商産業委員 佐々木三三君

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 議長報告

運輸委員

南條 健男君 中原 健次君

郵政委員

小笠原三九郎君 佐藤觀次郎君

電気通信委員

片島 港君

労働委員

大西 正道君 館 俊三君

建設委員

山崎 始男君

農林委員

三浦寅之助君

通商産業委員

加藤 清二君

運輸委員

小笠原三九郎君 館 俊三君

郵政委員

南條 健男君 片島 港君

電気通信委員

佐藤觀次郎君

労働委員

小林 進君 中原 健次君

建設委員

三 綱 義三君

農林委員

厚生委員会

通商産業委員

理事 中川 俊思君(理事中川俊思君去る十二日委員辞任につきその補欠)

電気通信委員

理事 庄司 一郎君(理事庄司一郎君去る十二日委員辞任につきその補欠)

地方行政委員

大矢 省三君

文部委員

大西 正道君

郵政委員

片島 港君

労働委員

佐藤觀次郎君

建設委員

小林 進君

農林委員

議院運営委員

通商産業委員

一、去る十五日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

大西 正道君

文部委員

小 林 進君

郵政委員

佐藤觀次郎君

労働委員

片島 港君

建設委員

大矢 省三君

農林委員

議院運営委員

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

尾関 義一君

大西 正道君

外務委員

金 光 庸夫君

文部委員

熊谷 憲一君

農林委員

世 耕 弘一君

労働委員

加藤 高藏君

建設委員

大矢 省三君

通商産業委員

神 戸 眞君

予算委員

尾崎 末吉君

地方行政委員

中村 梅吉君

金 光 庸夫君

大矢 省三君

外務委員

熊谷 憲一君

文部委員

尾関 義一君

農林委員

神 戸 眞君

労働委員

理事 多賀谷良稔君(理事多賀谷良稔君去る十二日委員辞任につきその補欠)

内閣委員

池田正之輔君

地方行政委員

金 光 庸夫君

法務委員

中村 梅吉君

外務委員

熊谷 憲一君

文部委員

尾崎 末吉君

通商産業委員

尾関 義一君

運輸委員

小笠原三九郎君

農林委員

加藤 高藏君

労働委員

黒澤 幸一君

建設委員

島上善五郎君

通商産業委員

多賀谷良稔君

郵政委員

南條 健男君

労働委員

青野 武一君

予算委員

山口丈太郎君

世 耕 弘一君

小 平 忠君

久保田 豊君

佐竹 晴記君

懲罰委員

有田 二郎君

圖書館運営委員

一、昨十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

中村 梅吉君

三〇三

昭和二十九年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 議長の報告

地方行政委員 尾岡 義一君
 法務委員 池田正之輔君
 外務委員 金光 庸夫君
 文部委員 始岡 伊平君 熊谷 憲一君
 通商産業委員 世耕 弘一君
 運輸委員 南條 徳男君 岡田 五郎君
 青野 武一君 橋 兼次郎君
 山口文太郎君 小笠原三九郎君
 郵政委員 黒澤 幸一君 島上善五郎君
 労働委員 多賀谷良徳君
 予算委員 尾崎 末吉君 佐竹 晴記君
 館 俊三君 小平 忠君
 懲罰委員 圖書館運営委員 加藤銀五郎君
 一、去る十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 行政監察特別委員 三和 精一君
 一、去る十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 行政監察特別委員 高橋 英吉君
 一、去る十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 行政監察特別委員 田中 角榮君
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員

小枝 一雄君 綱島 正興君
 山崎 始男君
 一、去る十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 行政監察特別委員 瀬戸山三男君
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 佐々木盛雄君 福田 親夫君
 赤路 友藏君
 一、昨十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 佐々木盛雄君
 一、昨十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 小枝 一雄君
 一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
 質屋営業法の一部を改正する法律案
 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
 防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)
 自衛隊法案(内閣提出第九五号)
 以上二件 内閣委員会 付託

質屋営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)
 地方行政委員会 付託
 一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第三号)
 昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号)
 一、去る十五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
 交通事件即決裁判手続法案
 一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
 交通事件即決裁判手続法案(内閣提出第二七号)(参議院送付)
 法務委員会 付託
 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第三号)
 昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号)
 以上二件 予算委員会 付託
 一、去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。
 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)
 一、去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律案
 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案
 航空法の一部を改正する法律案
 一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出、衆法第二二号)
 内閣委員会 付託
 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)
 運輸委員会 付託
 一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
 経済援助資金特別会計法案
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
 一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
 経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号) 大蔵委員会 付託
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)
 電気通信委員会 付託
 一、昨十七日予備審査のため次の

本院議員提出案を参議院に送付した。
 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)
 一、昨十七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。
 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件
 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件
 一、昨十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 外務省設置法等の一部を改正する法律案
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
 一、昨十七日議員から提出した質問主

意旨は次の通りである。
日南法務支局存続に関する質問主意書(仁東君が提出)

衆議院会議録第十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

二七 末七 日本社会党 日本社会党

二七 九 九 これこそ政 是はこれこそ私

二九 九 九 直接侵略 直接侵略

二九 二 二 はこの際、 是は、この際、

二九 七 七 意見の 意思の

二九 末 末 伺喝 伺喝

二九 四 四 ガリオワ ガリオワ

二九 九 九 あり限り ある限り

衆議院 議録第十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

二五 三 三 三行目の次に「田口長治郎君 登壇」を加える

二五 四 四 及び

二五 三 三 よつた、 よつて、

二五 二 二 堅持 堅持

衆議院会議録第二十号中正誤

頁 段 行 誤 正

二六 二 二 臨め 臨み

二六 二 二 解決すると 解決する

二六 六 六 布告と 布石と

二六 七 七 国防上の 国防上の

二六 二 二 いたしまして いたしまして

二六 一 末 三 認められ 設けられ

昭和二十九年三月十八日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告